

公益社団法人 日本都市計画学会

関西支部 2016年度総会

議案書

2016年4月2日

公益社団法人 日本都市計画学会
関西支部

議 事

1. 開会の辞

2. 支部長挨拶

3. 議案

(1) 第1号議案（2015年度日本都市計画学会関西支部活動報告について）

報告事項1 2015年度日本都市計画学会関西支部決算について

(2) 第2号議案（2016年度日本都市計画学会関西支部活動方針について）

報告事項2 2016年度日本都市計画学会関西支部予算について

(3) 第3号議案（日本都市計画学会関西支部規程の改正について）

報告事項3 日本都市計画学会関西支部運営規則（改正案）について

報告事項4 日本都市計画学会関西支部謝金に関する規程（改正案）について

報告事項5 日本都市計画学会関西支部旅費に関する規程（改正案）について

(4) 第4号議案（2016年度日本都市計画学会関西支部役員選出について）

4. 閉会の辞

目 次

【第1号議案資料】2015年度日本都市計画学会関西支部活動報告

- 1) 幹事会経過報告
- 2) 都市計画講演会の開催
- 3) 都市計画フィールドワークの開催
- 4) 会計および会員管理について
- 5) 広報について
- 6) 支部研究助成について
- 7) 国際・交流活動について
- 8) 関西まちづくり賞について
- 9) 研究発表会の開催について
- 10) Webサイトの更新と情報発信の活性化について
- 11) 委員会への会員公募参加について

【報告事項1】2015年度日本都市計画学会関西支部決算

【第2号議案資料】2016年度日本都市計画学会関西支部活動方針（案）

- 1) 主な事業の日程概要
- 2) 社会のニーズに対応したより円滑で活性化した支部活動について
- 3) 都市計画講演会及びシンポジウム・都市計画フィールドワークの開催
- 4) 広報について
- 5) 研究助成「都市計画研究会」について
- 6) 国際・交流の推進
- 7) 関西まちづくり賞について
- 8) 研究発表会について
- 9) 委員会への会員公募参加について

【報告事項2】2016年度日本都市計画学会関西支部収支予算書

【第3号議案資料】日本都市計画学会関西支部規程（改正案）新旧対照表

【報告事項3】日本都市計画学会関西支部運営規則（改正案）新旧対照表

【報告事項4】日本都市計画学会関西支部謝金に関する規程（改正案）

【報告事項5】日本都市計画学会関西支部旅費に関する規程（改正案）

- 【資料 1】 日本都市計画学会関西支部規程
- 【資料 2】 日本都市計画学会関西支部規程細則
- 【資料 3】 日本都市計画学会関西支部会員数
- 【資料 4】 日本都市計画学会関西支部交付金の推移
- 【資料 5】 研究助成「都市計画研究会」の募集 応募要領（2016 年度）
- 【資料 6】 関西まちづくり賞受賞実績
- 【資料 7】 「第 14 回関西支部研究発表会」開催案内および発表の募集
- 【資料 8】 各種委員会の公募 募集要領
- 【資料 9】 公益社団法人日本都市計画学会関西支部役員および委員（2016 年 3 月 1 日現在）

【第1号議案資料】

2015 年度日本都市計画学会関西支部活動報告

1) 幹事会経過報告

開催日時		主な議事及び決定事項
第1回 2015.5.29	1. 2. 3. 4.	澤木支部長より本部理事会、支部長連絡会、定時総会の報告 今年度幹事会の方向、開催日程、副支部長、委員会体制・委員公募の確認、決定 各委員会の課題を提示し、活動の方向性について検討 企画事業の開催スケジュールについて検討
第2回 2015.8.8	1. 2. 3. 4. 5. 6.	澤木支部長より本部理事会、支部長連絡会の報告 各委員会委員の検討、承認 研究助成について1件承認 支部だよりの紙面構成、特集テーマの検討 社会人・学生との交流会の企画案について検討 第13回研究発表会(7/18)の開催報告、奨励賞6名を選出
第3回 2015.10.9	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	澤木支部長より本部理事会、支部長連絡会の報告 規程等の見直し作業について検討 研究助成について1件承認 都市計画シンポジウム(地域主体の特色あるまちづくりのその後:10/7)の開催報告 本部学会誌特別号へのプロジェクト紹介の検討 関西まちづくり賞の募集状況報告 関西支部の課題に関する意見交換
第4回 2015.12.18	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	澤木支部長より本部理事会、支部長連絡会の報告 平成27年度予算の枠組みと作成手順の検討 都市計画フィールドワーク3回(11/1(家島)、11/25(明日香村)、12/13(舞多聞)) の開催報告 支部だより30号の編集状況報告 「都市計画・アーバンデザインの仕事をたずねる」(10/2、10/19実施)の報告 「留学生向け見学会」(9/29)の報告 関西まちづくり賞の審査状況報告
第5回 2015.2.5	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	澤木支部長より本部理事会、支部長連絡会の報告 2016年度支部総会の日程等確認 平成26年度予算執行状況、決算のスケジュールの確認 支部だよりの30号の編集状況報告 2015年度関西まちづくり賞授賞者決定 第14回研究発表会(7/30開催)及び論文募集案内 次年度予算編成について意見交換
第6回 2015.3.5	1. 2.	2016年度総会議案書の進捗・内容確認 2016年度幹事構成について意見交換

参考:【資料1・2】

2) 都市計画講演会の開催

都市計画シンポジウムの実施

<シンポジウム>

テーマ：「地域主体の特色あるまちづくりのその後

～大阪・京都の事例を通して～

講演： 「大阪の歴史的都心「船場」のまちづくり【大阪市】」（2009年度受賞）

谷口康彦（船場げんきの会副代表世話人）

「歴史的景観の新門前通西之町におけるまちづくり【京都市】」

（2005年度受賞）

横山経治（西之町まちづくり協議会事務局長）

「モノづくりのまち高井田・住工共生のまちづくり【東大阪市】」

（2010年度受賞）

川勝 親（高井田まちづくり協議会事務局長）

※受賞は関西まちづくり賞受賞年

ディスカッション：「まちづくりの継続性と発展性」

パネリスト： 谷口康彦（船場げんきの会副代表世話人）

横山経治（西之町まちづくり協議会事務局長）

川勝 親（高井田まちづくり協議会事務局長）

コーディネーター： 松中亮治（京都大学大学院工学研究科）

開催日時：平成27年10月7日（水） 18:30～20:30

開催場所：大阪市立総合生涯学習センター

（大阪駅前第2ビル5階第1研修室[ホール]）

内 容：都市計画・まちづくり分野において行われた調査・研究・事業やまちづくり活動の中で、特に都市計画の発展に資する特色ある成果について表彰する「関西まちづくり賞」の受賞地区の中から、地域が主体的、先導的に特色あるまちづくりを実践されている大阪・京都の複数の地区を取り上げて、受賞後数年を経た各事例の状況を講演いただき、地域のまちづくりの継続性や発展性、その課題などについてパネルディスカッションを行った。それぞれの地域毎に異なった組織の運営や継続するための工夫、困難さ、展望についてなどの意見が交わされた。

参加者：正会員20人、非会員33人 計53人

3) 都市計画フィールドワークの開催

<第1回フィールドワーク>

テーマ：もう一度『探られる島』—いえしまのこれまでとこれから—

日時：平成27年11月1日（日）11:40～16:00

対象地区：兵庫県姫路市家島

内 容：兵庫県姫路市家島を対象に「もう一度『探られる島』—いえしまのこれまでとこれから—」をテーマにフィールドワークを実施した。いえしまコンシェルジュの

中西和也氏の案内で現地を歩いた後、特定非営利活動法人いえしま理事長の河部恵子氏を交えた意見交換を行った。

本フィールドワークは、「関西まちづくり賞」を受賞した団体のその後の活動の展開を追うものであり、特定非営利活動法人いえしまは 2010 年度に関西まちづくり賞を受賞している。地域が主体となって特色あるまちづくりを実践している事例の展開を知ること、地域まちづくりの継続性や発展性、その課題などについての知見を得た。

参加者：正会員 12 人，非会員 4 人，計 16 人

＜第 2 回フィールドワーク＞

テーマ：古都 明日香の今、これから

日時：平成 27 年 11 月 25 日（水）13:30～17:20

対象地区：奈良県明日香村

内容：奈良県明日香村を対象に「古都 明日香の今、これから」をテーマにフィールドワークを実施した。近鉄飛鳥駅前で超小型モビリティ（MICHIMO）に試乗し、明日香村企画政策課の木治準宝氏の案内で現地を歩いた後、アスカゲストハウスにおいて、飛鳥ニューツーリズム協議会の木治準宝氏、西崎麻美子氏、株式会社 J-roots 代表の永田太一氏を交え意見交換を行った。

明日香村における歴史的風土の保存と生活環境の整備の変遷を辿りつつ、文化財と景観を活かしたまちづくり、観光振興に関する行政、地元団体、民間の各立場での取組状況、今後の課題などについての知見を得た。

参加者：正会員 10 人，非会員 0 人，計 10 人

＜第 3 回フィールドワーク＞

テーマ：ガーデンシティ舞多聞—自然と暮らしのマネジメント

日時：平成 27 年 12 月 13 日（日）13:30～16:30

対象地区：神戸市垂水区ガーデンシティ舞多聞

内容：神戸市垂水区のガーデンシティ舞多聞を対象に「ガーデンシティ舞多聞—自然と暮らしのマネジメント」をテーマにフィールドワークを実施した。一般社団法人舞多聞エコ倶楽部理事長の塩月仁氏、舞多聞西 3 丁目（てらいけプロジェクト）建築協定運営員会委員長の松本俊輔氏、UR 都市機構西日本支社募集販売センターの橋本恒一氏の 3 名から地区の概要を説明頂いた後、現地を歩きながら解説を受けるとともに、自然資源を活用した地域環境マネジメントのあり方について意見交換を行った。

計画段階からお住まいになる方々が参画して作り上げた「みつけプロジェクト

ト」や地区内の自然に親しみ、緑地の維持保全を行うことを目的に発足した「舞多聞エコクラブ」の取り組みなど、地域の自然環境の保全・育成に関する積極的な活動の成果と課題を知ること、地域主体の環境マネジメントに関する知見を得た。

参加者：正会員9人、非会員6人、計15人

4) 会計および会員管理について

2016年度予算案の作成、ならびに2015年度の決算書の作成を行った。その他、賛助会員向け会員証の有効期限を更新表記するためのシールの制作・発行を行った。

5) 広報について

1. 支部だよりの発行

「日本都市計画学会関西支部だより」No. 30を約900部発行し、支部会員に発送した。特集のテーマは「都市の祝祭」とし、主題解説及び関連論文の執筆依頼を行うとともに、ミニ座談会及びインタビューを実施し、その記録を掲載した。あわせて、支部だよりと連動させた記事を支部ホームページに掲載した。

2. 本部学会誌「都市計画」に関する企画編集

本部学会誌「都市計画」において、関西支部の活動報告、都市計画情報の掲載ページ（支部だより）に関する企画編集を行うとともに、特別号の特集「これからの都市計画」への寄稿論文の企画と執筆依頼を行った。

6) 支部研究助成について

1. 研究助成報告会の実施

2015年度総会において、2014年度研究助成（最終報告2件、中間報告3件）の報告会を実施した。

2. 研究助成の実施

支部研究助成5件を実施した。

継続(1) 「大都市における古集落の歴史的・文化的資源データブックの作成」

代表：依藤 智子

継続(2) 「地方都市の魅力とパーソナルネットワーク研究会」

代表：南 愛

継続(3) 「市民らによる価値創造の場となるコミュニティスペースの形成と運営手法に関する研究」

代表：長谷川 香里

新規(1) 「伝統と進化の祭礼『天神祭』から大阪の都市空間を発見する会」

代表：神吉 紀世子

新規(2) 「都市計画トマソン」から都市計画運用の課題を考察する会

代表：川崎 修良

7) 国際・交流活動について

1. 委員会の開催記録

- (1) 2015年5月25日(月) 2015年度の活動内容の検討
- (2) 2016年2月19日(金) 2015年度の活動の振り返り、次年度活動内容の検討

2. 「都市計画・アーバンデザインの職場をたずねる1」

- (1) 訪問先：西日本旅客鉄道株式会社と株式会社地域計画建築研究所
- (2) テーマ：非会員学生と会員交流（就職活動支援）
- (3) 参加者：7名
- (4) 日程：2015年10月2日(金) 13時～17時
- (5) 内容：西日本旅客鉄道株式会社では、業務の説明を伺い、その後若手の方々に現在の仕事内容、入社の際の経緯、将来イメージなどをお話しいただき、学生からの質問に答えていただいた。株式会社地域計画建築研究所では、若手の方に現在の仕事内容、ワークライフバランスなどをお話しいただき、学生からの質問に答えていただいた。

3. 「都市計画・アーバンデザインの職場をたずねる2」

- (1) 訪問先：吹田市役所と株式会社ジャス
- (2) テーマ：非会員学生と会員交流（就職活動支援）
- (3) 参加者：6名
- (4) 日程：2015年10月19日(金) 13時～17時
- (5) 内容：吹田市役所では、様々な部署に所属する若手の方々に業務の説明を伺い、その後現在の仕事内容、入社の際の経緯などをお話しいただき、学生からの質問に答えていただいた。株式会社ジャスでは、仕事内容を伺った後、若手の方々に入社の際の経緯、現在の生活についてお話を伺った。

4. 留学生・学生のための阿倍野のまちづくりとハルカス 見学会

- (1) 訪問先：あべのハルカスと阿倍野駅南地区（常盤町）
- (2) テーマ：留学生、学生と会員交流（国際交流活動）
- (3) 参加者：7名
- (4) 日程：2015年9月29日(火) 13時～17時
- (5) 内容：「あべのハルカス」のバックヤード見学と、「あべのハルカス」の南の街区のおよそ8haの町会、商店会、地元企業からなる「あべのまちづくり構想研究会」の活動を紹介いただき、「あべのまちづくり構想」に基づく地元発意のまちづくりの成果を訪ねた。

8) 関西まちづくり賞について

1. 委員会等の開催記録

- ・ 第1回委員会(2015年7月13日) 2015年度募集要領の検討等
募集期間(2015年8月1日～10月1日)
- ・ 第2回委員会(2015年10月20日) 選考方法の検討、ヒアリング開催内容の検討等
- ・ 第3回委員会(2015年11月18日) 応募・推薦案件の現地調査(1件)
- ・ 第4回委員会(2015年11月26日) 応募・推薦案件の現地調査(1件)
- ・ 第5回委員会(2015年12月4日) 応募・推薦案件の現地調査(1件)
- ・ 第6回委員会(2015年12月10日) 応募・推薦案件の現地調査(1件)
- ・ 第7回委員会(2015年12月13日) 応募・推薦案件の現地調査(1件)
- ・ 第8回委員会(2016年1月19日) 現地調査の総括、受賞対象者の選考

2. 2015年度関西まちづくり賞 授賞

成果・実績の名称：『キャスティ21 エントランスゾーン（姫路駅北駅前広場等）の整備～播磨の玄関口にふさわしい「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」の誕生～』

受賞者：姫路市

成果・実績の名称：『枚方宿地区まちづくり協議会活動 ～歴史と現在の共存から未来へ繋ぐ架け橋に～』

受賞者：枚方宿地区まちづくり協議会

9) 研究発表会の開催について

2015年7月18日（土）、大阪市立大学文化交流センターにて、第13回研究発表会を開催した。大学・行政・企業の若手研究者を中心とした26編の研究発表があり、80名の参加者を得て活発な質疑・討論が行われた。

発表会で選定している奨励賞には、以下の5名の方が選ばれた。

(1) 街路における景観要素としてのガス灯の影響と活用に関する研究

－大阪市船場の三休橋筋を事例に－

岡本侑香里さん（枚方市）

(2) 阪神・淡路大震災20年

－復興の取り組みとなる花緑の活動に関する調査研究－

穴田大作さん（(公財)兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンター）

(3) 郊外戸建て住宅地における高齢者の地域マネジメント活動への参加障壁に関する研究

－兵庫県宝塚市の複数の郊外戸建て住宅地におけるソーシャル・キャピタルの測定調査－

石田純也さん（堺市）

(4) 運用実態に着目したコミュニティサイクルシステムの最適化に関する研究

水谷誉さん（大阪大学大学院工学研究科）

(5) 京都府における『里の仕事人』の地域活性化に資する効果

中川優さん（大阪府立大学大学院生命環境科学研究科）

発表会終了後、例年通り表彰式および交流会を開催し、発表者、参加者間で広く意見交換を行った。

10) Web サイトの更新と情報発信の活性化について

(1) サーバーにおける全体的な Web 管理を行い、委員会ごとに Web ページやメーリングリストの運用を行った。

(2) 新しい Web システムを運用しつつ、課題を収集し、改善した。

11) 委員会への会員の公募参加について

2015 年度総会議案書および支部HPで各種委員会委員の公募を行った。

【報告事項 1】

2015 年度日本都市計画学会関西支部決算について

当日配付資料

【第2号議案資料】

2016年度日本都市計画学会関西支部活動方針（案）

1) 主な事業の日程概要

2016年度活動予定表

4～6月	○関西支部総会（4月2日） ○関西まちづくり賞授与式(ま)	○研究助成の募集(総) ○研究発表論文の募集・締切(研) ○都市計画講演会(企)
7～9月	○研究助成の募集・締切(総) ○研究発表会の開催(研) ○海外都市計画交流会(国)	○都市計画シンポジウム(企) ○都市計画フィールドワーク(第1回)(企) ○関西まちづくり賞募集・締切(ま)
10～12月	○学生と社会人との交流会(国) ○留学生向け見学会(国)	○都市計画フィールドワーク(第2回)(企)
1～3月	○支部だよりの発行(編)	○関西まちづくり賞ヒアリング・選考(ま)

委員会名称：(総)総務委員会、(企)企画委員会、(編)編集・広報委員会、
(ま)関西まちづくり賞委員会、(研)研究発表委員会、(国)国際・交流委員会

2) 社会のニーズに対応したより円滑で活性化した支部活動について

支部活動は、会員、賛助会員へのサービスの充実のみならず、社会への専門的な貢献を果たすために、さらなる活性化、裾野の拡大を図る必要がある。そのため、以下の実現に努める。

- (1) 関西支部のこれまでの蓄積と成果を踏まえ、出身とする専門分野や京阪神という活動の場の違い、あるいは産官学といった垣根を越えた業際・学際的な人的ネットワークの充実を図る。特に、世代間の連携を図り、これからの関西の都市計画分野を支える人材の発掘と育成支援を積極的に行う。
- (2) 支部活動の広報・連絡活動のインフラとしての Web システムのより効率的な運用を通じて、会員はもとより全国に向け関西での都市計画・まちづくりの取り組みを積極的に発信していく。
- (3) 都市計画分野の継続教育（CPD 活動）に資するプログラム（都市計画シンポジウム、都市計画講演会、研究発表会等）をさらに充実して実施する。
- (4) 支部活動の基本である各委員会の運営に関し、若手をはじめとする広い会員の参加を通じた活性化を図るため、委員の公募を積極的に進める。
- (5) 支部会員数の減少傾向に鑑み、社会ニーズに対応した行事の企画・運営や会員サービスを通じて、学生ならびに自治体・コンサルタント等の都市計画・まちづくり担当者の当学会への関心を高めて、会員増強につなげる。
- (6) 関連する学協会・業界団体等との関係を深め、イベントの共催・後援などを通じて多様な人材の交流と学習の場を提供する。

3) 都市計画講演会及びシンポジウム・都市計画フィールドワークの開催

人口減少下での持続可能な都市・地域づくりが求められるなか、都市・地域計画に求められる課題や役割が変化している。社会経済の変動を背景に計画分野の新たな動向をとらえ、多様な分野の人が集まり多角的に考える機会を提供する講演会・シンポジウムならびに都市計画フィールドワークを企画開催する。

これまでも先進的に独自の発想にもとづき展開してきた関西の都市づくりについて知見を深め、地域の環境形成に寄与する情報交流の場となるよう、計画技術の継承発展にとどまらず、計画に関わるテーマについて社会的・経済的・文化的観点から広く取り上げていく。都市づくりの担い手と出会う、現場で意見交換するなど、参加することの魅力を高める工夫とともに、会員の関心を広げていくことをめざす。

4) 広報について

「日本都市計画学会関西支部だより」No. 31 を発行し、関西を中心とする都市計画・まちづくりに関する論説、話題、事業の紹介等を行う。2015 年度の活動を引き継ぎ、編集・広報委員による取材企画や読者参加企画、ホームページ連動記事についてもさらに充実を図る。

また、本部学会誌「都市計画」に毎号掲載される支部担当ページの企画編集を行い、関西支部の活動や関西の都市計画に関する情報を全国に発信する。

5) 研究助成「都市計画研究会」について

新規・継続合わせて4件の支部研究助成(新規：2件、継続：2件)を行う。

これからを担う若手研究者育成のため、支部研究助成金のうち少なくとも一件を若手研究者に優先的に割り当てる。

参考：【資料5】

6) 国際・交流の推進

2年に1回のアジア諸国の都市への都市計画視察団の派遣、交流を深める海外都市計画交流会を再開する。

大阪のプロジェクト見学会など、様々な機会を通して、国際的な都市計画専門家や留学生との人的ネットワーク形成を推進する。

新規会員の獲得を目指し、都市計画に関心を持つ学生と社会人とが交流し情報交換を持つ場として「都市計画・アーバンデザインの仕事をたずねる」を実施する。

7) 関西まちづくり賞について

関西で実施された都市計画・まちづくりに関する調査、計画、設計、事業及びまちづくり活動における顕著な成果・実績、新しい取り組み、継続的な取り組み等について、広く募集・推薦を求め、

関西まちづくり賞の表彰を行う。

そのため、まちづくり賞の社会的位置づけを明確にし、その趣旨をわかりやすく発信し、できるだけ多くの応募・推薦を集める努力を行い、授賞対象を関西における実績として評価し、かつその将来性について情報発信する。

賞の応募・推薦内容については、応募者ヒアリングや現地視察を実施の上、公正な審査を行い、委員会で十分議論し、審査経過、審査結果の講評を公開する。

参考【資料6】

8) 研究発表会について

2016年度第14回関西支部研究発表会を、7月30日(土)大阪市立大学文化交流センター・ホール(大阪駅前第2ビル6F)にて開催する。投稿および発表会への参加については、大学等の教育研究機関関係者だけではなく、広く、行政関係者・民間企業・コンサルタント関係者等、都市計画の第一線で活躍されている方々の参加を歓迎する。

なお、今年度の投稿申込締切は、5月25日(水)、原稿提出締切は6月29日(水)としている。応募方法や原稿執筆要領等の詳細は、支部ホームページ(<http://www.cpij-kansai.jp/contents/index.cgi>)に掲載している。

参考：【資料7】

9) 委員会への会員公募参加について

各種委員会の委員を公募する。

参考：【資料8】

【報告事項2】

2016年度日本都市計画学会関西支部予算について

当日配付資料

【第3号議案資料】

公益社団法人日本都市計画学会関西支部規程 新旧対照表

現 行	改正案
<p>【支部の名称】 第1条 この支部____は、公益社団法人日本都市計画学会 関西支部（以下「本支部」という）という。_____</p> <p>【支部事務局の所在地】 第2条 本支部は、事務局を次に置く。 京都市下京区立売西町8-2 京都恒和ビル6階 (株)地域計画建築研究所内</p> <p>【支部の地域と構成】 第3条 本支部の地域は次の通りで、この地域に勤務または在 住する公益社団法人日本都市計画学会の会員をもって構成 する。ただし、複数の支部の会員にはなれないこととする。 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p> <p>【目的と事業】 第4条 本支部は、公益社団法人日本都市計画学会定款____ 第3条____及び第4条に定める目的ならびに事業の規定 に準拠して、必要な事業を行うことを目的とする。</p> <p>【支部役員】 第5条 本支部に次の役員を置く。 (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 3名 (3) 幹 事 30名以下 2. 本支部に顧問を若干名置くことができる。</p> <p>【支部役員を選任】 第6条 幹事及び顧問は、本支部を構成する会員のうち学会 定款第5条に規定する正会員（以下「正会員」という） の中から本規程の定める総会で選任し、支部長及び副支部 長候補者を幹事の中から総会で指名する。 2. 支部長及び副支部長は支部長および副支部長候補者の中 から、学会理事会で選任する。</p> <p>3. 支部役員は、第3条の規定による支部会員の資格に変更 があるときは直ちに支部長に報告し、その任を辞さなければ ならない。</p> <p>【支部役員の職務】 第7条 支部長は、本支部を代表して会務を総理し、本支 部の総会及び幹事会の議長を務める。 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、 その職務を代行する。 3. 幹事は、幹事会を組織して本支部の会務を議決し、処理 する。</p> <p>【支部役員の任期】 第8条 支部役員の任期は____2年____とする。ただし再任 をさまたげない。</p> <p>2. 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任 期間とする。</p> <p>【支部役員の補選】 第9条 支部役員が欠けたときは、第6条の規定に準じて当 該役員を選任する。</p> <p>【支部総会】</p>	<p>【総則】 第1条 この支部規程は、公益社団法人日本都市計画学会(以 下「本学会」という。)細則(以下「細則」という。)第13 条第1項に基づき、関西支部(以下「本支部」という。)の 会務運営及び事業執行に関し必要な事項を定める。</p> <p>【支部事務局の所在地】 第2条 本支部は、事務局を本支部の地域内に置くこととし、 所在地については、幹事会において決定する。</p> <p>【支部の地域と構成】 第3条 本支部の地域は次の通りで、この地域に勤務または 在住する本学会の 会員をもって構成する。ただし、複数の 支部の会員にはなれないこととする。 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p> <p>【目的と事業】 第4条 本支部は、公益社団法人日本都市計画学会定款(以下 「定款」という。)第3条に定める目的及び第4条に定める事 業の規定に準拠して、必要な事業を行うことを目的とする。 2. 前項の事業の実施に関する支部・規程は、理事会の議決 を経て別に定める。</p> <p>【支部役員】 第5条 本支部に次の役員を置く。 (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 3名 (3) 幹 事 30名以内 2. 本支部に顧問を若干名置くことができる。</p> <p>【支部役員を選任】 第6条 幹事及び顧問は、本支部を構成する会員のうち定款 第5条に規定する支部正会員（以下「正会員」という。）の 中から支部総会で選任する。 2. 支部長は、幹事の中から支部総会で候補者を推薦し、細 則第11条第4項の規定により理事会が選任する。 3. 副支部長は、幹事の中から支部総会で候補者を推薦し、 細則第11条第6項の規定により理事会が選任する。 4. 支部役員は、第3条の規定による支部会員の資格に変更 があるときは直ちに支部長に報告し、その任を辞さなければ ならない。</p> <p>【支部役員の職務】 第7条 支部長は、本支部を代表して会務を総理し、本支 部の総会及び幹事会の議長を務める。 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、 その職務を代行する。 3. 幹事は、幹事会を組織して本支部の会務を議決し、処理 する。</p> <p>【支部役員の任期】 第8条 幹事の任期は、選任されてから2年後に開催される 支部定時総会において次期幹事が選 任されるまでとする。ただし再任をさまたげない。 2. 支部長、副支部長の任期は、選任されてから2年後に開 催される理事会において次期支部長、副支部長が選任される までとする。ただし再任をさまたげない。 3. 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任 期間とする。</p> <p>【支部役員の補選】 第9条 支部役員が欠けたときは、第6条の規定に準じて当 該役員を選任する。</p> <p>【支部総会】</p>

現 行	改正案
<p>第10条 本支部の定時総会は毎年1回、会計年度終了後2か月以内に支部長が招集して開催する。</p> <p>2. 本支部の臨時総会は、幹事会が必要と認めるとき、<u>または本支部所属会員のうち総正会員現在数の5分の1以上から請求があったとき</u>、支部長が招集して開催する。</p> <p>【支部総会の議決事項】</p> <p>第11条 本支部の総会は、<u>本規定の変更及びこの</u> 規程で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) <u>次年度</u>の事業計画に関する事項</p> <p>(2) その他、幹事会で必要と認められた事項</p> <p>【支部総会の議決】</p> <p>第12条 本支部の総会は、支部所属の総正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。</p> <p>2. 本支部の総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。</p> <p>【幹事会】</p> <p>第13条 本支部の幹事会は、原則として年4回以上、支部長が招集して開催する。</p> <p>【幹事会の議決事項】</p> <p>第14条 本支部の幹事会は、この 規程で別に定める事項のほか、総会に提出する議案、及びその他本支部の会務運営に関する事項を議決する。</p> <p>【幹事会の議決】</p> <p>第15条 本支部の幹事会は、幹事現在数の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。</p> <p>2. 本支部の幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。</p> <p>【委員会の設置】</p> <p>第16条 本支部の会務の運営ならびに第4条の目的達成のために委員会を設置する。</p> <p>2. 委員会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。</p> <p>3. 委員会の廃止、<u>及び委員の解職は第2項の規定に準じて行う。</u></p> <p>【研究会の設置】</p> <p>第17条 本支部が、第4条の目的達成のために必要あるときは、研究会を設置することができる。</p> <p>2. 研究会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。</p> <p>3. 研究会の廃止、<u>および委員の解職は第2項の規定に準じて行う。</u></p> <p>【支部の経費と経理】</p> <p>第18条 本支部の経理は、公益社団法人日本都市計画学会経理規程に準じて行う。</p> <p>【補則】</p> <p>第20条 この<u>規程施行</u>についての細則は、幹事会の議決を経て別に定める。</p> <p>【規程の改正と変更】</p> <p>第19条 この 規程は、<u>幹事会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。</u></p>	<p>第10条 本支部の定時総会は、<u>毎年1回</u>、会計年度終了後2か月以内に支部長が招集して開催する。</p> <p>2. 本支部の臨時総会は、幹事会が必要と認めるとき、<u>又は本支部所属会員のうち総正会員現在数の5分の1以上から請求があったとき</u>、支部長が招集して開催する。</p> <p>【支部総会の議決事項】</p> <p>第11条 本支部の総会は、<u>この支部規程の変更及びこの支部規程</u>で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画に関する事項</p> <p>(2) その他、幹事会で必要と認められた事項</p> <p>【支部総会の議決】</p> <p>第12条 本支部の総会は、支部所属の総正会員現在数の5分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。</p> <p>2. 本支部の総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。</p> <p>【幹事会】</p> <p>第13条 本支部の幹事会は、原則として年4回以上、支部長が招集して開催する。</p> <p>【幹事会の議決事項】</p> <p>第14条 本支部の幹事会は、この<u>支部規程</u>で別に定める事項のほか、総会に提出する議案、及びその他本支部の会務運営に関する事項を議決する。</p> <p>【幹事会の議決】</p> <p>第15条 本支部の幹事会は、幹事現在数の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。</p> <p>2. 本支部の幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。</p> <p>【委員会の設置】</p> <p>第16条 本支部の会務の運営<u>及び</u>第4条の目的達成のために委員会を設置する。</p> <p>2. 委員会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。</p> <p>3. 委員会の廃止及び委員の解職は、<u>前項の規定に準じて行う。</u></p> <p>【研究会の設置】</p> <p>第17条 本支部が、第4条の目的達成のために必要あるときは、研究会を設置することができる。</p> <p>2. 研究会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。</p> <p>3. 研究会の廃止<u>及び</u>委員の解職は、<u>前項の規定に準じて行う。</u></p> <p>【支部の経費と経理】</p> <p>第18条 本支部の経理は、公益社団法人日本都市計画学会経理規程に準じて行う。</p> <p>2. 本支部で支出する謝金に関しては、<u>公益社団法人日本都市計画学会謝金に関する規程第3条第2項の規定に基づき、理事会の議決を経て別に定める支部・規程によるものとする。</u></p> <p>3. 本支部で支出する旅費に関しては、<u>公益社団法人日本都市計画学会旅費に関する規程第10条の規定に基づき、理事会の議決を経て別に定める支部・規程によるものとする。</u></p> <p>【補則】</p> <p>第19条 この<u>支部規程の施行</u>についての支部運営規則は、<u>幹事会の議決を経て別に定める。</u></p> <p>【支部規程の改正】</p> <p>第20条 この支部規程は、<u>支部総会の議決により改正案を作成し、理事会の承認を経て改正することができる。</u></p>

【報告事項3】

公益社団法人日本都市計画学会関西支部運営規則 新旧対照表

現 行	改正案
<p>【委員会の設置】 第1条 <u>日本都市計画学会</u> <u>関西支部</u>規程(以下「規程」という)第16条の規定により、次の委員会を設置する。</p> <p>(1)総務委員会 (2)企画委員会 (3)編集・広報委員会 (4)国際・交流委員会 (5)関西まちづくり賞委員会 (6)研究発表委員会 (7)その他の特別委員会</p> <p>【委員会の事務分担】 第2条 総務委員会は、<u>関西支部</u>(以下「<u>支部</u>」という)の総務に関する事務を担当し、<u>日本都市計画学会</u>(以下「<u>本部</u>」という)との連絡調整を行う。また、支部会員に関する事務と、<u>支部</u>の会計に関する事務を担当するとともに、<u>支部</u>のウェブサイトに関する事務を統括し、情報システムの整備と活用に関する事務を担当する。</p> <p>2 企画委員会は、<u>支部</u>の行う学術活動、都市計画の実施事例の調査研究、事業の企画、<u>ならびに</u>その実施に関する事務を担当し、本部の事業実施に協力する。</p> <p>3 編集・広報委員会は、支部会員への広報に関する事務を担当し、<u>本部</u>の編集・広報活動に協力する。</p> <p>4 国際・交流委員会は、都市計画に関する国際的学術交流および会員間の交流の企画、<u>ならびに</u>その実施に関する事務を担当し、本部の国際交流に関する事業に協力する。</p> <p>5 関西まちづくり賞委員会の事務分担は、別に定める「<u>関西まちづくり賞委員会要項</u>」による。</p> <p>6 研究発表委員会は、都市計画に関する調査研究論文を募集し、その発表会を開催する。</p> <p>7 特別委員会の事務分担は幹事会が定める。</p> <p>【委員会の構成及び委嘱】 第3条 各委員会は、<u>委員長1名と、副委員長・委員若干名</u>によって構成する。</p> <p>2 委員長は委員会を総括し、その活動状況を適宜幹事会に報告しなければならない。</p> <p>3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 委員長・副委員長は、幹事の中から支部長が委嘱する。</p> <p>5 委員は、支部会員の中から支部長が委嘱する。</p> <p>6 委員長・副委員長、<u>および委員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。</u></p> <p>7 <u>その他の特別委員会の委員長・副委員長は上記の適用除外とする。</u></p>	<p>【委員会の設置】 第1条 <u>公益社団法人日本都市計画学会</u> (以下「<u>本学会</u>」という。) <u>関西支部</u>規程第16条の規定により、次の委員会を設置する。</p> <p>(1)総務委員会 (2)企画委員会 (3)編集・広報委員会 (4)国際・交流委員会 (5)関西まちづくり賞委員会 (6)研究発表委員会 (7)その他の特別委員会</p> <p>【委員会の事務分担】 第2条 総務委員会は、<u>関西支部</u> (以下「<u>本支部</u>」という。)の総務に関する事務を担当し、<u>本学会の常置委員会、事務局等</u> (以下「<u>本部</u>」という)との連絡調整を行う。また、支部会員に関する事務と、<u>本支部</u>の会計に関する事務を担当するとともに、<u>本支部</u>のウェブサイトに関する事務を統括し、情報システムの整備と活用に関する事務を担当する。</p> <p>2 企画委員会は、<u>本支部</u>の行う学術活動、都市計画の実施事例の調査研究、事業の企画及びその実施に関する事務を担当し、<u>本部</u>の事業実施に協力する。</p> <p>3 編集・広報委員会は、支部会員への広報に関する事務を担当し、<u>本学会発行の機関紙等</u>の編集・広報活動に協力する。</p> <p>4 国際・交流委員会は、都市計画に関する国際的学術交流及び会員間の交流の企画<u>並びに</u>、その実施に関する事務を担当し、本部の国際交流に関する事業に協力する。</p> <p>5 関西まちづくり賞委員会の事務分担は、別に定める「<u>関西まちづくり賞委員会要綱</u>」による。</p> <p>6 研究発表委員会は、都市計画に関する調査研究論文を募集し、その発表会を開催する。</p> <p>7 特別委員会の事務分担は、<u>幹事会</u>が定める。</p> <p>【委員会の構成及び委嘱】 第3条 各委員会は、<u>委員長1名、副委員長及び委員若干名</u>によって構成する。</p> <p>2 委員長は、<u>委員会</u>を総括し、その活動状況を適宜幹事会に報告しなければならない。</p> <p>3 副委員長は、<u>委員長</u>を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>4 委員長<u>及び</u>副委員長は、幹事の中から支部長が委嘱する。</p> <p>5 委員は、支部会員の中から支部長が委嘱する。</p> <p>6 委員長、<u>副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。</u></p> <p>7 <u>その他の特別委員会の委員長及び副委員長には、第4項及び前項の規定は適用しない。</u> <u>除外とする。</u></p> <p>【規則の改正】 <u>第4条 この支部運営規則は、幹事会の議決により改正することができる。</u> <u>2 前項の規定によりこの支部運営規則を改正したときは、理事会に報告するものとする。</u></p>

【報告事項4】

公益社団法人日本都市計画学会関西支部 謝金に関する規程（改正案）

2014年2月14日制定

2016年4月●日最終改正

（目的）

第1条 この支部・規程は、公益社団法人日本都市計画学会関西支部（以下「本支部」という。）規程第18条第2項に基づき、本支部の依頼を受けた者に支払う謝金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（謝金の種類）

第2条 謝金には、講師謝金及びパネリスト等謝金、原稿料謝金があり、原則別表の謝金額を上限として支給することができる。
2 特に必要がある場合は、上限額を上回って支給することができる。
3 講演会及び学会誌座談会等の会場への出張のために旅費が発生する場合、会員への支払いは別途定める旅費に関する支部・規程によるものとし、非会員への支払いは実費精算とする。

（規程の改正）

第3条 この支部・規程は、幹事会の議決により改正案を作成し、理事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、2014年2月14日から施行する。

附 則

この支部・規程は、2016年4月●日から施行する。（2016年3月17日 理事会議決）

別表 謝金の上限額（税引き後の手取額）

講師謝金 (1回につき)		パネリスト等謝金 (1回につき)		原稿料謝金 (A4サイズ1頁につき)	
会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
10,000円	20,000円	5,000円	10,000円	2,500円	5,000円

【報告事項5】

公益社団法人日本都市計画学会関西支部 旅費に関する規程（改正案）

2014年2月14日制定
2016年4月●日最終改正

（目的）

第1条 この支部・規程は、公益社団法人日本都市計画学会関西支部（以下「本支部」という。）規程第18条第3項の規定に基づき、本支部の依頼を受けた者の旅行（以下「出張」という。）に要する旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、関西支部研究発表会等の参加への当日における会員の出張は除く。

（出張命令等）

第2条 出張は、当該会議等の招請者による命令又は依頼によって行われなければならない。

（旅費の種類）

第3条 旅費は、別表1のとおり交通費及び宿泊料とする。ただし、原則として宿泊料は支給しない。

（旅費の計算）

第4条 交通費は、別表2に掲げる鉄道賃、航空賃、車賃とし、最も合理的な経路及び方法により計算する。これにより難い場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。

2 原則として勤務地又は居住地のある最寄りの鉄道駅またはバス停を出発地として、用務地の最寄りの鉄道駅またはバス停を到着地として計算する。勤務地又は居住地のうち、より安価な方の交通費を支給する。

3 航空賃が発生する場合は、原則として航空賃のみを支給する。

（鉄道賃）

第5条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅費運賃のほか、次項に規定する（特別）急行料金及び座席指定料金とする。

2 （特別）急行料金及び座席指定料金は、当該料金のかかる列車の乗車距離が一区間100km以上の場合に限り支給し、事務局への領収書の提出をもって請求することができる。

（航空賃）

第6条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。

2 原則として航空会社による早期割引料金等が適用された安価な旅客運賃を利用する。

3 当該会議等の招請者が、宿泊の必要があると認めた場合で、通常の旅客運賃と宿泊料上限額の合計額よりも安価な場合には、旅行会社による往復の交通費と宿泊費をあわせて料金設定しているもの（ビジネスパック等）の利用を推奨する。

4 航空賃は、事務局への領収書の提出をもって請求することができる。

（車賃）

第7条 車賃の額は、その乗車に要するバスの運賃とする。

2 自家用自動車を業務使用した場合は、燃料代、高速道路等通行料金及び駐車料金に限り、実費支給する。

3 自家用自動車を利用した場合に要した交通費は、原則として事務局への領収書の提出をもって請求することができる。

（宿泊料）

第8条 当該会議等の招請者が、宿泊が必要と認めた場合に限り、宿泊料は旅行中の夜数に応じ、別表2に掲げる1夜当たりの上限額を超えない範囲で支給する。

2 宿泊料は、事務局への領収書の提出をもって請求することができる。

（旅費の調整）

第9条 本支部以外の勤務先等から旅費が支給される場合は、当該支給額に相当する旅費を支給しないものとする。

2 当該会議等の招請者が出張の性質上特に必要があると認めた場合、及び特別の事情があると認めた場合には、旅費を調整して支給することができる。

（規程の改正）

第10条 この支部・規程は、幹事会の議決により改正案を作成し、理事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、2014年2月14日から施行する。

附 則

この支部・規程は、2016年4月●日から施行する。(2016年3月17日 理事会議決)

別表1 旅費の種類と支給の基本的な考え方

旅費の種類	支給の基本的な考え方
交通費	最も合理的な経路及び方法により交通費を計算する。
	勤務地又は居住地の最寄りの鉄道駅またはバス停を出発地として、用務地の最寄りの鉄道駅またはバス停を到着地として計算し、勤務地又は居住地のうち、より安価な方の交通費を支給する。
宿泊料	原則として宿泊料は支給しない。
	当該会議等の招請者が業務上、必要と認めた場合は宿泊料を支給する。

別表2 旅費の支払額

旅費の種類	支払額	請求に添付すべき資料
交通費	旅客運賃	
	鉄道賃 (特別) 急行料金 (片道 100km 以上の場合に限り支給する。)	支払いを証明できる書類 (領収書等)
	座席指定料金 (片道 100km 以上の場合に限り支給する。)	支払いを証明できる書類 (領収書等)
	航空賃	現に支払った旅客運賃 支払いを証明できる書類 (領収書等)
	車賃	バスの運賃
燃料代 高速道路等通行料金 駐車料金		支払いを証明できる書類 (領収書等)
宿泊料 (1夜について)	8,500 円を上限として実質額を支給 (業務上、必要と認められた場合に限り支給する。)	支払いを証明できる書類 (領収書等)

【資料 1】

公益社団法人日本都市計画学会関西支部規程

【支部の名称】

第 1 条 この支部は、公益社団法人日本都市計画学会関西支部（以下「本支部」という）という。

【支部事務局の所在地】

第 2 条 本支部は、事務局を次に置く。
京都市下京区立売西町 8 2 京都恒和ビル 6 階
（株）地域計画建築研究所内

【支部の地域と構成】

第 3 条 本支部の地域は次の通りで、この地域に勤務または在住する公益社団法人日本都市計画学会の会員をもって構成する。ただし、複数の支部の会員にはなれないこととする。
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

【目的と事業】

第 4 条 本支部は、公益社団法人日本都市計画学会定款第 3 条及び第 4 条に定める目的ならびに事業の規定に準拠して、必要な事業を行うことを目的とする。

【支部役員】

第 5 条 本支部に次の役員を置く。
（1）支部長 1 名
（2）副支部長 3 名
（3）幹 事 30 名以下
2. 本支部に顧問を若干名置くことができる。

【支部役員を選任】

第 6 条 幹事及び顧問は、本支部を構成する会員のうち学会定款第 5 条に規定する正会員（以下「正会員」という）の中から本規程の定める総会で選任し、支部長及び副支部長候補者を幹事の中から総会で指名する。
2. 支部長及び副支部長は支部長および副支部長候補者の中から、学会理事会で選任する。
3. 支部役員は、第 3 条の規定による支部会員の資格に変更があるときは直ちに支部長に報告し、その任を辞さなければならない。

【支部役員の職務】

第 7 条 支部長は、本支部を代表して会務を総理し、本支部の総会及び幹事会の議長を務める。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、幹事会を組織して本支部の会務を議決し、処理する。

【支部役員の任期】

第 8 条 支部役員の任期は 2 年とする。ただし再任をさまたげない。
2. 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【支部役員補選】

第 9 条 支部役員が欠けたときは、第 6 条の規定に準じて当該役員を選任する。

【支部総会】

第 10 条 本支部の定時総会は毎年 1 回、会計年度終了後 2 か月以内に支部長が招集して開催する。
2. 本支部の臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、または本支部所属会員のうち総正会員現在数の 5 分の 1 以上から請求があったとき、支部長が招集して開催する。

【支部総会の議決事項】

第 11 条 本支部の総会は、本規定の変更及びこの規程で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（1）次年度の事業計画に関する事項
（2）その他、幹事会で必要と認めた事項

【支部総会の議決】

第 12 条 本支部の総会は、支部所属の総正会員現在数の 5 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
2. 本支部の総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

【幹事会】

第13条 本支部の幹事会は、原則として年4回以上、支部長が招集して開催する。

【幹事会の議決事項】

第14条 本支部の幹事会は、この規程で別に定める事項のほか、総会に提出する議案、及びその他本支部の会務運営に関する事項を議決する。

【幹事会の議決】

第15条 本支部の幹事会は、幹事現在数の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。

2. 本支部の幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

【委員会の設置】

第16条 本支部の会務の運営ならびに第4条の目的達成のために委員会を設置する。

2. 委員会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。

3. 委員会の廃止、及び委員の解職は第2項の規定に準じて行う。

【研究会の設置】

第17条 本支部が、第4条の目的達成のために必要あるときは、研究会を設置することができる。

2. 研究会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。

3. 研究会の廃止、および委員の解職は第2項の規定に準じて行う。

【支部の経費と経理】

第18条 本支部の経理は、公益社団法人日本都市計画学会経理規程に準じて行う。

【規程の改正と変更】

第19条 この規程は、幹事会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

【補則】

第20条 この規程施行についての細則は、幹事会の議決を経て別に定める。

【附則】

(施行期日)

1. この規程は、1991年10月3日から施行する。

2. この規程は、2005年4月26日から施行する。

3. この規程は、2007年4月24日から施行する。

4. この規程は、2010年4月13日から施行する。

5. この規程は、2012年4月21日から施行する。

6. この規程は、2013年4月7日から施行する。

7. この規程は、2015年4月4日から施行する。

【資料2】

日本都市計画学会関西支部規程細則

委員会の設置に関する細則

(1993年5月14日、11月12日、及び1998年12月25日、2001年3月21日、2003年3月19日、2007年3月16日、2008年3月13日、2009年3月12日、2010年5月27日、2011年5月31日、2013年10月11日改訂)

〔委員会の設置〕

第1条 日本都市計画学会関西支部規程(以下「規程」という)第16条の規定により、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 編集・広報委員会
- (4) 国際・交流委員会
- (5) 関西まちづくり賞委員会
- (6) 研究発表委員会
- (7) その他の特別委員会

〔委員会の事務分担〕

第2条 総務委員会は、関西支部(以下「支部」という)の総務に関する事務を担当し、日本都市計画学会(以下「本部」という)との連絡調整を行う。また、支部会員に関する事務と、支部の会計に関する事務を担当するとともに、支部のウェブサイトに関する事務を統括し、情報システムの整備と活用に関する事務を担当する。

- 2 企画委員会は、支部の行う学術活動、都市計画の実施事例の調査研究、事業の企画、ならびにその実施に関する事務を担当し、本部の事業実施に協力する。
- 3 編集・広報委員会は、支部会員への広報に関する事務を担当し、本部の編集・広報活動に協力する。
- 4 国際・交流委員会は、都市計画に関する国際的学術交流および会員間の交流の企画、ならびにその実施に関する事務を担当し、本部の国際交流に関する事業に協力する。
- 5 関西まちづくり賞委員会の事務分担は、別に定める「関西まちづくり賞委員会要項」による。
- 6 研究発表委員会は、都市計画に関する調査研究論文を募集し、その発表会を開催する。
- 7 特別委員会の事務分担は幹事会が定める。

〔委員会の構成及び委嘱〕

第3条 各委員会は、委員長1名と、副委員長・委員若干名によって構成する。

- 2 委員長は委員会を総括し、その活動状況を適宜幹事会に報告しなければならない。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長・副委員長は、幹事の中から支部長が委嘱する。
- 5 委員は、支部会員の中から支部長が委嘱する。
- 6 委員長・副委員長、および委員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 7 その他の特別委員会の委員長・副委員長は上記の適用除外とする。

〔補足〕

この細則は2013年10月11日から施行する。

【資料3】

日本都市計画学会関西支部会員数

各年度末	各年度末	名誉 会員	正会員	外国人 会 員	学生 会員	賛助 会員	合計
支部発足時	91.9.2	1	648	14	35	44	742
'91	92.3.31	1	649	17	34	95	796
'92	93.3.31	1	641	21	23	105	791
'93	94.3.31	1	701	26	21	119	868
'94	95.3.31	1	723	32	9	119	884
'95	96.3.31	1	757	39	14	119	930
'96	97.3.31	1	759	30	27	118	935
'97	98.3.31	2	786	34	40	118	981
'98	99.2.17	2	817	35	31	113	1,000
'99	00.1.21	0	835	31	23	111	1,002
'00	01.3.16	0	850	29	13	104	998
'01	02.3.8	2	811	20	6	94	933
'02	03.2.6	1	833	25	27	91	977
'03	04.3.12	2	787	23	30	84	926
'04	05.3.9	2	807	14	23	75	921
'05	06.1.1	3	840	—	34	71	948
'06	07.1.26	3	810	—	33	67	913
'07	08.1.22	4	799	—	31	65	899
'08	09.3.10	4	763	—	25	57	849
'09	10.3.5	4	776	—	18	51	849
'10	11.3.4	5	774	—	19	51	849
'11	12.3.16	7	780	—	19	44	850
'12	13.3.16	7	727	—	40	41	815
'13	14.2.18	8	705	—	44	38	795
'14	15.2.2	7	698	—	45	35	785
'15	16.2.1	9	681	—	40	35	765

【資料4】

日本都市計画学会関西支部予算（予算枠）の推移

科目	2016 予算	2015 予算	2014 予算	2013 予算	2012 予算	2011 予算	2010 予算	2009 予算	2008 予算	2007 予算	2006 予算
支部予算 枠(1)	250,000	270,000	270,000	300,000	300,000	300,000	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000
支部予算 枠(2)	1,315,500	654,264	679,536	755,040	1,014,000	1,731,000	1,001,800	995,800	1,037,400	1,053,000	1,055,600
支部予算 枠(3)	270,500	827,280	1,026,000	1,140,000	1,497,000	1,015,300	1,860,000	1,776,000	2,013,000	2,103,000	2,208,000
支部予算 枠(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支部予算 枠(5)	—	61,123※	—	180,260	—	—	—	—	—	—	—
枠金合計	1,836,000	1,812,667	1,975,536	2,375,300	2,811,000	3,046,300	3,161,000	2,871,800	3,150,400	3,256,000	3,363,600

交付金区分 (1)：基本額 (2)：正会員交付金 (3)：賛助会員交付金 (4)：受託研究事務費 (5)：その他

※過去2年分の会員数の減少が支部予算に影響しているため、減少額・変化額の半分1年分(約14万円)を各支部予算に割戻し。

【資料5】

研究助成「都市計画研究会」の募集 応募要領（2016年度）

1. 助成対象および助成期間

関西支部に所属する本学会会員（支部会員）によって構成される都市計画に関する研究を行なう研究会を、2年間にわたって助成します。

- 1) 研究会の構成員は複数名以上とし、その1/2以上が支部会員であることとします。
- 2) 非会員である構成員は、助成決定後、本学会に入会することが望まれます。

2. 助成件数、助成額および義務

- 1) 本年度は新たに2件以内の研究会に助成します。うち少なくとも一件は若手研究者による研究会に優先的に割り当てます。
- 2) 1研究会あたり、年10万円までの助成を行ないます。
- 3) 助成を受けた研究会の成果は、助成期間終了後、半年以内に支部ホームページ上でその概要を公表するか、もしくは適切な公表の機会を持つこととします。

3. 応募要領および締め切り

助成募集に応募する研究会は、支部会員1名を含む2名以上の研究会構成員の連名で、次の事項を明記した「研究会助成願い」（様式は、支部ホームページを参照）を支部長あてに提出して下さい。

1) 助成願いに明記する事項

- ・研究会の名称
- ・研究会代表者の氏名、連絡先
- ・研究の課題および目的
- ・研究会構成員の名簿（所属、身分、専門分野、年齢、会員種別）
- ・研究計画の概要（2年間分）
- ・予算計画

2) 応募締め切り

- ・2016年7月末日

4. 選考方針

支部幹事会において以下の方針で選考を行ないます。なお、現在助成を受けている研究会や、それらと代表者が同一の研究会は助成対象になることはできません。

1) 選考方針

- ・研究会構成員の所属・分野の多様性
- ・研究課題の重要性・斬新性
- ・研究課題および対象の地域性（関西地域への関わりの深さ）
- ・研究代表者・構成員の過去の助成実績（助成対象の偏在の防止）

2) 若手研究者による研究会の定義

- ・研究会構成員の全員が37歳以下で、かつ、構成員に20代の者が含まれている研究会

5. 選考結果の通知および公表

選考は、応募締め切り後の直近の幹事会において行い、結果を直ちに研究代表者あてに連絡するほか、選考結果の概要を支部ホームページに掲載します。

6. 送付先

「研究会助成願い」は、メールにて下記にお送り下さい。

公益社団法人日本都市計画学会関西支部事務局

〒600-8007 京都市下京区立売西町82 京都恒和ビル6階

（株）地域計画建築研究所内 Tel 075-708-6191 Fax 075-256-1764

E-mail : cmt_general@cpij-kansai.jp

【資料6】

関西まちづくり賞受賞実績

年 度	受賞対象（所在地）	受賞者
第 18 回 2015 年度	キャストィ 21 エントランスゾーン（姫路駅北駅前広場等）の整備～播磨の玄関口にふさわしい「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」の誕生～ ＜兵庫県姫路市＞	姫路市
	枚方宿地区まちづくり協議会活動 ～歴史と現在の共存から未来へ繋ぐ架け橋に～ ＜大阪府枚方市＞	枚方宿地区まちづくり協議会
第 17 回 2014 年度	花街・先斗町での町並み景観の維持保全・再生に向けたまちづくりの取り組み ＜京都府 京都市＞	先斗町まちづくり協議会
	全国初の2市にまたがる香里園駅東地区市街地再開発事業の取り組み ＜大阪府寝屋川市、枚方市＞	香里園駅東地区市街地再開発組合／株式会社竹中工務店／寝屋川市／枚方市
	関西大学佐治スタジオと佐治倶楽部によるまちづくり活動－関わり続けるという定住のカタチによる農山村集落の地域再生－ ＜兵庫県 丹波市＞	関西大学／丹波市／関西大学佐治スタジオ／佐治倶楽部／関西大学建築環境デザイン研究室
	（都市再生賞） あべのハルカス（阿部野橋ターミナルビル） ＜大阪府 大阪市＞	近畿日本鉄道株式会社
第 16 回 2013 年度	福良港津波防災ステーションの整備をきっかけとした南あわじ市福良地区津波防災まちづくりの取り組み ～津波防災日本一のまちをめざして～ ＜兵庫県 南あわじ市＞	福良町づくり推進協議会
	ひがっしょ路地のまちづくり計画（駒ヶ林町1丁目南部地区近隣住環境計画） ＜兵庫県 神戸市＞	駒ヶ林まちづくり協議会／神戸市／有限会社スタジオ・カタリスト
	時宜を得た連鎖型再開発事業による生駒駅周辺まちづくりの実現 ＜奈良県 生駒市＞	生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合／生駒市／株式会社大建設計／株式会社奥村組
第 15 回 2012 年度	寝屋川市駅東地区 第二種市街地再開発事業 ＜大阪府 寝屋川市＞	株式会社大林組／株式会社東畑建築事務所／株式会社エス・ジー都市経営／株式会社まちづくり工房・晴／寝屋川市
	修徳まちづくり憲章 ＜京都府 京都市＞	修徳自治連合会／修徳まちづくり委員会／公益財団法人京都市景観まちづくりセンター／京都大学大学院工学研究科建築学専攻門内研究室／社団法人京都府建築士会まちづくり委員会
	～大阪駅が“まち”になる～「大阪ステーションシティ」の開発 ＜大阪府 大阪市＞	西日本旅客鉄道株式会社／大阪ターミナルビル株式会社
	（まちおこし賞） さまざまな地域資源を活用した都市農村交流事業による村づくり ＜兵庫県 多可町＞	兵庫県多可郡多可町加美区観音寺集落

年 度	受賞対象（所在地）	受賞者
第 14 回 2011 年度	都市農村連携による交流拠点施設「ささらい」の整備運営 ＜兵庫県 篠山市＞	日置地区里づくり協議会／藤岡敏夫・亜樹子（芦屋ぷりん とあっせ）
	旧二葉小学校校舎の保存再生と神戸市立地域人材支援センター管理運営 ＜兵庫県 神戸市＞	旧二葉小学校の活用検討委員会／特定非営利活動法人ふたば
	市街地再開発事業から防災街区整備事業に切り替えて「身の丈に応じた再開発」を実現 ＜大阪府 岸和田市＞	東岸和田駅東地区防災街区整備事業組合／西松建設株式会社／株式会社石本建築事務所／大和ハウス工業株式会社／株式会社都市問題経営研究所／ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社
第 13 回 2010 年度	モノづくりのまち高井田・住工共生のまちづくり ＜大阪府 東大阪市＞	高井田まちづくり協議会／東大阪市／大阪府／有限会社ハートビートプラン
	宗右衛門町地区における地区計画の策定とまちづくり ＜大阪府 大阪市＞	宗右衛門町活性化協議会／大阪市
	空き家を活用したゲストハウスを核とした観光まちづくり ＜兵庫県 姫路市＞	特定非営利活動法人いえしま
第 12 回 2009 年度	都心型地域コミュニティによる水辺の再生 ＜大阪府 大阪市＞	東横堀川水辺再生協議会
	大阪の歴史的都心「船場」のまちづくり ＜大阪府 大阪市＞	船場げんきの会
第 11 回 2008 年度	大阪市北区豊崎における長屋スポットの保全・再生プロジェクト ＜大阪府 大阪市＞	大阪市立大学豊崎プラザ（吉田薺・谷直樹・藤田忍・竹原義二・小池志保子）
	「加古川市田園まちづくり制度」を活用した高畑地区、薬栗地区のまちづくり ＜兵庫県 加古川市＞	高畑地区まちづくり協議会／薬栗地区まちづくり協議会／加古川市／昭和株式会社
	歴史的景観を保全する国際作業キャンプによるまちおこし ＜奈良県 明日香村＞	景観ボランティア明日香／財団法人明日香村地域振興公社
第 10 回 2007 年度	六甲道駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業における都市デザイン、そのプロセス ＜兵庫県 神戸市＞	神戸市／六甲道駅南地区まちづくり連合協議会／六甲道都市環境デザイン調整会議／株式会社環境開発研究所／株式会社アール・アイ・エー／株式会社安井建築設計事務所／株式会社日本設計／株式会社現代計画研究所／株式会社GK設計／株式会社ジオ・アカマツ／株式会社ヘッズ／株式会社魁景観研究所
	自治会組織を活用したまちづくり ＜大阪府 堺市＞	中区域まちづくり考房
第 9 回 2006 年度	浜甲子園さくら街(第 1 期建替)「タウンスケープをつくる団地再生デザイン」 ＜兵庫県 西宮市＞	独立行政法人都市再生機構西日本支社／株式会社現代計画研究所大阪事務所／株式会社 UR サポート／株式会社昭和設計／株式会社空間創研
	レガッタによる兵庫運河の再生とまちづくり ＜兵庫県 神戸市＞	キャナルレガッタ神戸実行委員会／浜山 C a n 成る倶楽部／和田岬はちのすクラブ／スポーツクラブめいしん／神戸市兵庫区まちづくり推進課
	人をつなぎまちを創るかなめー「NPO花と観音の里」のTMO活動 ＜滋賀県 高月町＞	特定非営利活動法人花と観音の里

年 度	受賞対象（所在地）	受賞者
第 8 回 2005 年度	紀伊湯浅における、住民手づくりの活動から育った町並み再生 ＜和歌山県 湯浅町＞	湯浅町熊野古道研究会
	新門前西之町における地区計画策定の取り組み ＜京都市東山区新門前通西之町＞	西之町まちづくり協議会
	庄屋屋敷を活用した平成の町衆によるまちづくり －吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）－ ＜大阪府 吹田市＞	吹田歴史文化まちづくり協会
	（まちづくり貢献賞） 兵庫県立淡路景観園芸学校における「まちづくりガーデナー」育成の取り組みと修了者の活動 ＜兵庫県 淡路市＞	兵庫県立淡路景観園芸学校
第 7 回 2004 年度	四番町スクエアのまちづくり ＜滋賀県 彦根市＞	彦根市／彦根市本町土地区画整理組合
	このまちに 新たな緑を 育て隊！ 伝え隊！ ＜兵庫県 宝塚市＞	雲雀丘山手緑化推進委員会
	市民協働による寝屋川親水空間整備事業 ＜大阪府 寝屋川市＞	寝屋川市
第 6 回 2003 年度	社会実験『リバーカフェ SUNSET37』 ＜大阪府 大阪市＞	都市大阪創生研究会 IKINA 水辺チーム
第 5 回 2002 年度	京都の都心界隈における地域共生のまちづくりの取組 ＜京都府 京都市＞	地域共生の土地利用検討会／姉小路界隈を考える会／株式会社アーバネックス／財団法人京都市景観・まちづくりセンター／京都大学大学院工学研究科建築学専攻高田研究室／株式会社地域計画建築研究所／株式会社現代計画研究所大阪事務所／京・まち・ねっと
第 4 回 2001 年度	芦屋市若宮地区震災復興住環境整備事業に関する取り組みとその成果 ＜兵庫県 芦屋市＞	芦屋市建設部／若宮地区まちづくり協議会／ジュー計画研究所 株式会社現代計画研究所大阪事務所
	門真市末広南地区における魅力的なまちなかづくりの取り組み ＜大阪府 門真市＞	門真市／門真市末広南土地区画整理組合／有限会社コイケデザインコラボレーション
	梅田地域共通サインシステムの創出とその維持・管理 ＜大阪府 大阪市＞	梅田ターミナル地域サイン整備連絡会／財団法人大阪市都市工学情報センター／株式会社ジェネシス
第 3 回 2000 年度	震災復興新長田駅北地区東部のまちづくり ＜兵庫県 神戸市＞	新長田駅北地区東部いえなみ委員会／久保都市計画事務所
	歩いて暮らせる街づくりの取り組みとまちなかを歩く日の実践 ＜京都府 京都市＞	京都市都市計画局都市づくり推進課／歩いて暮らせる街づくり推進会議：事務局
第 2 回 1999 年度	「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」の策定と普及、活用 ＜大阪府＞	大阪府建築都市部
	御坊市宮島団地再生事業に関する取り組みとその成果 ＜和歌山県 御坊市＞	御坊市島団地対策室／神戸大学発達科学部人間環境科学科平山研究室／株式会社現代計画研究所大阪事務所
第 1 回 1998 年度	官民共同の新しいまちづくり活動支援 ＜兵庫県＞	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク
	官民協同の新しいまちづくり：西宮マリーナパークシティー ＜兵庫県 西宮市＞	西宮浜地区事業者連絡調整会

【資料7】

「第14回 関西支部研究発表会」 開催案内および発表の募集

研究発表委員会

支部の活動をより活発なものとし、会員の輪を広げることを目的として、若手研究者や行政、コンサルタント等支部会員の皆様の研究発表・事例報告や交流の場として、「第14回関西支部研究発表会」を下記の要領で開催します。

(1) 開催時期等今後のスケジュールと発表申し込み方法等

1) 発表申込登録締切：2016年5月25日（水）

申込みは投稿フォーム（下記URL）により受け付けます。投稿フォームに、①論文題目、②発表者名（ふりがな）、連名者名、③会員番号（会員のみ）、④所属、⑤連絡先情報（電話、Fax、メールアドレス）を記入して申し込みをしてください。（投稿フォームURL：<http://goo.gl/forms/UDW175BT0Z>）

2) 原稿提出締切：2016年6月29日（水）

メールに原稿ファイルを添付して上記締め切り日までに送付下さい。原稿は「原稿執筆要領（下記URL）」に従って作成し、Word と PDF ファイル形式との両方を提出するとともに、登録フォーム（下記URL）の入力をしてください。執筆要領に沿っていないと、受理しないことがありますので注意してください。（原稿執筆要領URL：http://www.cpij-kansai.jp/cmt_kenhap/top/kenhap.html）

（登録フォームURL：<http://goo.gl/forms/mzoUd9jQT6>）

3) 研究発表会：2016年7月30日（土）10:00～17:00（表彰式・交流会 18:00～20:00）

発表時間は一人あたり8～10分を予定しています。

注：発表申込み件数により少し変更が生じる可能性もあります。

4) 会場：大阪市立大学文化交流センター・ホール（大阪駅前第2ビル6階）

注：申込者は後日編成するプログラムにそって、必ず発表してください。

(2) 応募資格

発表者、連名者のいずれかが会員であること。

（連名者が会員であれば発表者は非会員でも可。賛助会員による発表も歓迎します。）

(3) 研究発表内容について

研究発表会では、都市計画、まちづくりに関する萌芽的研究の紹介、各地の先端的、ユニークな都市計画事例報告等、関西支部会員の都市計画活動に参考になる研究発表を歓迎します。研究発表の場での座長からの講評やフロアとのディスカッションをもとに、完成された研究論文に仕上げていかれることも期待します。なお、内容は関西支部研究発表会に相応しい内容を備えたものとし、その採否は研究発表委員会に一任されることとします。

(4) 研究発表概要集

発表者によって作成されたA4サイズ4ページの原稿を用い、発表会の開催前（2016年7月23日（土）を予定）にHP上（下記URL）に掲載します。また、研究発表概要集としてCD-ROMを作成します。（http://www.cpij-kansai.jp/cmt_kenhap/top/kenhap.html）

注：2015年度から昨年度まで発行していた冊子の発行を廃止し、CD-ROM発行としました。発表会当日、会場では冊子配布は行いませんので発表者、参加者は注意してください。①HPから予めご自身でタブレット等にダウンロードし持参、②HPから予めご自身で印刷したものを持参、③CD-ROMを読み込めるPC等をご自身で持参、などのご準備を各自でお願いいたします。

(5) 研究発表概要集登録発表料（2015年度改訂）

研究発表概要集への掲載が決まった発表については、1件3,000円の登録発表料を発表会当日に徴収させていただきます。（当日の参加料2,000円（学生は1,000円）は別途徴収させていただきます。）

(6) 奨励賞表彰

すぐれた研究発表を行った発表者に奨励賞を授与します。

(7) 都市計画CPDについて

本研究発表会は都市計画CPD（継続教育）認証プログラムの申請を予定しています。

(8) 申込先・問合せ先

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科 川口将武（編集担当）

TEL. 072-875-3001（内線4301） FAX. 072-870-7857

E-Mail：kenhap@cpij-kansai.jp

【資料8】

各種委員会委員の公募 募集要領

下記のような要領で、各種委員会の委員を公募します。
委員会活動に加わり、学会活動を通じて、経験や学識を深めるとともに、ネットワークを広げたいという意向をお持ちの方は、奮って応募ください。

1. 委員公募委員会 (HP 掲載の常置委員会の取組概要参照のこと)

- ・企画委員会
- ・編集・広報委員会
- ・国際・交流委員会
- ・研究発表委員会

(注：総務委員、関西まちづくり賞委員は、支部委員としての経験者が望ましいと考えられるため、募集の対象外とします。)

2. 応募資格および審査

- ・本学会の会員であり、関西支部に所属する方。
(応募時に非会員の方は、決定後入会することを原則とします。)
- ・資格ではありませんが、コンサルタントや行政に勤務の方および学生の方の応募を期待します。
- ・支部幹事会において応募内容を審議し、決定後直ちに、応募者に結果を報告します。

3. 応募方法

・応募書類

A4 用紙 1 枚に、応募する委員会名、氏名、連絡先、年齢、会員種別、略歴(学歴、職歴)、これまでの業績の概要、学会活動に関する抱負をまとめ、支部長宛て提出してください。

・応募時期

毎年 7 月末締め切り

・提出先

「応募書類」は、メールにて下記にお送り下さい。

公益社団法人日本都市計画学会関西支部事務局

〒600-8007 京都市下京区立売西町 82 京都恒和ビル 6 階

（〒）地域計画建築研究所内 Tel 075-708-6191 Fax 075-256-1764

E-mail : cmt_general@cpij-kansai.jp

【資料9】

日本都市計画学会関西支部役員および委員（2016年3月1日現在）

顧問	天野 光三	三輪 泰司	森 康男	平峯 悠
	土井 幸平	飯田 恭敬	浅野 誠	青山 吉隆
	金井 萬造	藤田 健二	岩本 康男	安田 丑作
	鳴海 邦碩	正木 啓子	千葉 桂司	榊原 和彦
	杉原 五郎	上原 正裕	福島 徹	宮前 保子
	増田 昇	小谷 通泰	佐藤 道彦	日野 泰雄

支部長	澤木 昌典	大阪大学	
副支部長	小浦 久子	神戸芸術工科大学	
副支部長	小南 正雄	兵庫県	
副支部長	村尾 俊道	京都府	
幹事	岡 絵理子	関西大学	国際・交流委員会委員長
	加我 宏之	大阪府立大学	企画委員会副委員長
	嘉名 光市	大阪市立大学	研究発表委員会委員長
	栗山 尚子	神戸大学	研究発表委員会副委員長
	坂井 信行	地域計画建築研究所	編集・広報委員会委員長
	下村 泰彦	大阪府立大学	総務委員会委員長
	田中 利光	大阪市	企画委員会副委員長
	田中 みさ子	大阪産業大学	関西まちづくり賞委員会委員長
	長谷川利恵子	公園マネジメント研究所	関西まちづくり賞委員会副委員長
	平井 仁	都市・計画・設計研究所	総務委員会副委員長
	坊農 曜志男	鉄道運輸機構	国際・交流委員会副委員長
	松中 亮治	京都大学	企画委員会委員長
	三崎 信顕	大阪府	企画委員会副委員長
	水野 優子	武庫川女子大学	編集・広報委員会副委員長
	山本 一博	京都市	関西まちづくり賞委員会副委員長
	吉田 長裕	大阪市立大学	総務委員会副委員長

【常置委員会 委員】

総務委員	佐久間康富	大阪市立大学
	清水 紀行	地域計画建築研究所
	中野真由美	URリンクージ
企画委員	松本 邦彦	大阪大学
	佐々木礼子	アイ・ディー・ビー
	杉山 武志	兵庫県立大学
	武田 重昭	大阪府立大学
	樋口 清士	生駒市議会
	室崎 千重	奈良女子大学
編集・広報委員	和田野美久仁	京都市
	川崎 修良	兵庫県立大学
	佐藤 嘉晃	都市再生機構
	高岡 伸一	大阪市立大学
	松田 洋祐	都市再生機構
国際・交流委員	山口 敬太	京都大学
	荒谷 一平	兵庫県
	大島 洋一	日本生命
	金澤 成保	大阪産業大学
	島田 昌寛	ジャス
	沈 悦	兵庫県立大学
	山崎 義人	兵庫県立大学
	牧野 純子	市浦ハウジング&プランニング
	森吉 裕志	大阪ガス
	中野 雅弘	大阪産業大学
	栗山 尚子	神戸大学
	水野 優子	武庫川女子大学
	山本 弘美	大阪市
関西まちづくり賞委員	西村 奈弓	市浦ハウジング&プランニング
	荒木 敏	大阪市
	岡井 有佳	立命館大学
	酒本 恭聖	川西市
	長町 志穂	株式会社LEM空間工房
	野村 はな	ヘッズ
研究発表委員	吉田 安弘	兵庫県
	有田 義隆	パシフィックコンサルタンツ
	猪井 博登	大阪大学
	川口 将武	大阪産業大学
	佐久間康富	大阪市立大学
	田中 利光	大阪市
	徳勢 貴彦	スペースビジョン研究所
	吉積 巳貴	京都大学
事務局長	石川 聡史	地域計画建築研究所

公益社団法人 日本都市計画学会関西支部
<http://www.cpij-kansai.jp/>

〒600-8007 京都市下京区立売西町 82 京都恒和ビル 6 階
(株)地域計画建築研究所内
Tel 075-708-6191 Fax 075-256-1764